

静岡県流域下水道維持管理業務委託に係る総合評価落札方式による競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、静岡県交通基盤部都市局生活排水課が所管する静岡県流域下水道維持管理業務委託において、入札者から性能、機能及び技術等（以下「性能等」という。）に関する提案（以下「技術提案」という。）を募集し、民間の技術を積極的に活用することにより、価格だけでなく、価格以外の技術的な要素を考慮することにより維持管理の品質を高めることを目的に、価格と技術提案等を合わせ総合的に評価し、受注者を決定する方式による競争入札（以下「総合評価落札方式競争入札」という。）を実施する場合の事務処理について必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 この要領は、静岡県流域下水道維持管理業務委託を競争入札により契約を締結しようとする場合に適用する。

(総合評価審査委員会)

第3条 総合評価落札方式競争入札の実施に関する事項の審査を行うため、学識経験者と行政職員から構成される総合評価審査委員会を設置する。なお、委員会の設置及び運営等は別に定める。

(学識経験者の意見の聴取)

第4条 総合評価落札方式競争入札の実施にあたり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下、「施行令」という。）第167条の10の2第4項及び第5項並びに地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4に基づき、前条に定める委員会の学識経験を有する者からの意見を聴かなければならないものとする。

(入札参加者への周知)

第5条 執行機関の長は、総合評価落札方式競争入札を実施しようとするときは、施行令第167条の6又は第167条の12第2項、静岡県財務規則第35条、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び静岡県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第3条の規定に基づき公告又は通知しなければならない事項のほか、次の事項について公告又は通知する。

- (1) 当該維持管理委託が総合評価落札方式競争入札であること
- (2) 技術提案等の採否については、入札参加確認通知と併せて通知すること
- (3) 提出資料及びそれに関するヒアリングの有無
- (4) 技術提案等で求める性能、機能、技術等の要求要件（以下「技術的要件」という。）

及び評価基準

(5) 評価の方法及び落札者の決定方法

(6) 採用された技術提案等が受注者の責により履行されなかった場合の取り扱い

(落札者決定基準)

第6条 執行機関の長は、総合評価落札方式競争入札を行う場合には、当該入札に係る申込みのうち、価格と性能等が県にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めるものとする。

2 落札者決定基準には、評価基準、評価の方法、落札者決定の方法及びその他の基準を定めるものとする。

(評価基準)

第7条 評価基準は、次の事項とする。

(1) 評価項目

各評価項目は、委託特性等に応じて定める。

(2) 得点配分

ア 各評価項目の評価に応じて与えられる得点を評価点という。

イ 入札者からの技術提案等が、発注者が示す標準案を満たしていれば標準点を与え、更に評価に応じて加算点を与える。

ウ 各評価項目に対する得点配分は、その必要度・重要度に応じて定める。

(評価の方法)

第8条 価格及び性能等に係る評価は、入札者の申込みに係る性能等の各評価項目の得点の合計（以下「評価点」という。）を当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。ただし、入札価格が、「静岡県流域下水道維持管理委託に係る総合評価落札方式落札者決定基準」に規定する評価上限価格を下回った場合は、評価上限価格を評価算定上の入札価格として算出する。

(落札者決定の方法)

第9条 落札者は、次の要件に該当する入札者のうち、評価値の最も高い者とする。

(1) 入札価格が予定価格以下であること。

(2) 入札に係る性能等が、入札公告又は入札通知において明らかにした技術的要件のうち、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たしていること。

2 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

(技術提案の審査)

第 10 条 執行機関の長は、技術提案書等が提出された場合は、これを審査する。なお、施行令第 167 条の 10 の 2 第 5 項に該当する場合は、第 3 条で定める委員会において、学識経験者より意見聴取を行うものとする。

(技術提案の採否通知)

第 11 条 技術提案の採否通知は、制限付き一般競争入札の場合は入札参加資格確認通知と併せて行うものとする。また、指名競争入札の場合は指名通知と併せて通知するものとする。

2 技術提案が適正と認められない場合はその理由を記載するものとする。

(技術提案の採否に対する説明等)

第 12 条 技術提案が適正と認められない旨の通知を受けた者は、執行機関の長に対し通知の日の翌日から 5 日間（休日を除く。但し、設計額 5 千万円未満の場合及び入札後審査型において入札参加資格不適格とされた場合は 3 日間（休日を除く。)) は説明を求めることができるものとする。この場合においては、書面（様式自由）を持参又は郵送することにより行うものとする。

2 執行機関の長は、前項の規定に基づき説明を求められた場合は、5 日以内に書面により回答するものとする。

(その他)

第 13 条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要領は、平成 27 年 6 月 22 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 30 年 7 月 27 日から施行する。